

婦恋村農業委員会総会議事録(第14回)

- (1) 開催日時 令和3年8月10日(火)開会:午後1時30分閉会:午後2時6分
開催場所:大前活性化センター 1階 ホール
- (2) 主席委員の議席番号および氏名(農業委員16名)
農業委員
1.千川初枝 3.岡野芳和 4.下谷彰一 5.佐藤光成 6.丸山成重 7.佐藤貞次
8.黒岩純一 9.千川洋一 10.市場俊喜 11.中村明彦 12.黒岩晋 13.黒岩トシエ
14.黒岩広司 15.樋口忠男 16.黒岩富二 17.西窪充夫
- (3) 欠席委員の議席番号及び氏名 2.関喜吉
- (4) (4)出席した事務局職員(書記)氏名 事務局長 土屋政彦 係長 佐藤あかね 主事 小嶋俊星
- (5)提出された議案
第1号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第3号議案 農用地売買あっせんの申出について
第4号議案 農用地利用集積計画(案)への意見決定について
第5号議案 現況証明願について
第6号議案 農地法施行規則第95条の該当の有無に関する農業委員会の意見決定について
第7号議案 その他

(6)会議の概要

事務局 ただいまより婦恋村農業委員会を開催させていただきます。本日の出席委員は16名です。婦恋村農業委員会会議規則第8条による会議の定足数に達しましたことをご報告いたします。それでは、農業委員会会議規則第7条の規定により、会長の宣告により始めさせていただきます。会長よろしく願いいたします。

会長 みなさんこんにちは、大変農作業の収穫の忙しい中ご出席いただきありがとうございます。毎日暑い日が続いておりますが、体調管理等には是非気をつけて作業して下さい。また、一昨年の台風19号により通れなくなっていた国道144号線ですが、今日開通するという事で、長い間大変でしたが、これで、利便性が良くなると思います。

それでは、ただ今より農業委員会を開会いたします。

続きまして、婦恋村農業委員会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、第11番号委員中村明彦委員、第12番号委員黒岩晋委員をお願いいたします。

事務局 会長が議長に就任し、進めさせていただきます。

議長 それでは協議事項に入りたいと思います。第1号議案「農地法第4条の規定による許可申請」を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 【議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請」1件、案件朗読後説明】

1 番号 農地区分2種農地、他法令との関係は無し。

申請内容は農家住宅・駐車場用地及び倉庫用地。

一部追認案件始末書添付あり。

議長 第1号議案ですが、どなたか委員のご意見ございますか。

8番委員 先程、6日に地元農業委員と推進委員、事務局で現地確認をしました。場所は、 地区の予冷庫より西側へ700m程進んだ住宅街の中心地にあります。申請人の後継者であります次男が結婚を機に母屋の裏手に隠居屋があり、そこを増改築して息子夫婦の住居を建築する計画であります。農地にかかるところが有るということで、このような申請内容になりました。審議の程よろしくをお願いします。

議長 その他の委員の意見ありますか。なければお諮りします。議案第1号農地法第4条の規定による許可申請については許可相当と意見を付して知事に進達するものとして決定したいがよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議長 全員賛成ですので、議案第1号農地法第4条の規定による許可申請については許可相当と意見を付して知事に進達する事に決定いたします。続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 【議案第2号「農地法第5条の規程による許可申請について」1件説明

農地区分2種農地、他法令との関係無し

申請内容は一般住宅用地。(条件が整わず、一度取下申請案件、再申請)

事務局 1番号は、先月条件が整わず一度取り下げ申請した案件になります。今回、条件が整いましたので再度申請するものです。申請地は2種農地であり、他法令との関係は無しです。

議長 1番号の関係ですが、関係委員の意見を求めたいと思います。どなたか意見ございますか。

15番委員 事務局の説明通りです。場所は、駐在所から左側へ入っていった農地です。特に問題は無いと思います。

議長 そのほかの委員のご意見ございますか。なければお諮りします。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について1番号の関係については許可相当と意見を付して知事に進達

するものとして決定したいがよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 全員賛成ですので、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請については許可相当と意見を付して知事に進達する事に決定いたします。続きまして、第3号議案「農用地売買あっせんの申出について」を議題とします。事務局より説明願います。

事務局 【議案第3号「農用地売買あっせんの申出」2件、案件朗読後説明】

議 長 どなたか関係委員のご意見ございますか。

7番委員 ひとつは、パノラマラインの北側です。もうひとつは__運輸の先200mほどの川の右側です。よろしく願いいたします。

議 長 その他の委員のご意見ございますか。無いようでしたら議案第3号農用地売買のあっせんの申し出については申し出を受けるということで決定したいがよろしいでしょうか。よろしければ挙手を願います。

(全員「挙手」)

議 長 全員賛成ですので、議案第3号農用地売買のあっせんの申し出について、申し出を受けるものとして決定いたします。あっせん委員の指名につきましては事務局より願います。

事務局 8/20、午後1時30分から、もう一つは1時45分から地元委員3名にお願いをします。場所は役場の応接室で行います。

議 長 続きまして、第4号議案農用地利用集積計画(案)への意見決定についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 【第4号議案「農用地利用集積計画(案)への意見決定について」】

農業経営基盤強化促進法第18条の第1項及び19条第1項の規定による農用地の利用集積計画の実施が必要と認められたので、村長より農業委員会の意見決定を求められておるものです。新規の集積で、移転するもの1名、移転する土地1筆、移転を受けるもの1名です。

議 長 どなたか意見ございますか。質問がなければ、お諮りします。議案第4号の農用地利用集積計画(案)への意見決定は意見を問題なしとして村長に回答して宜しいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 全員賛成ですので、【第4号議案「農用地利用集積計画(案)への意見決定について」】は意見を問題なしとして村長に回答いたします。続きまして、第5号議案「現況証明願」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 次の通り現況証明願いが提出されましたので審議願います。申請地は、農地法施行前より道路として使用してきたとの事で、証明願いが提出されました。こちらは、施行以前より道路用地としてしようしてきたとの事で農地法適用外にあたります。

議 長 どなたかご意見ございますか。

14番委員 先程、4条申請があった場所の隣接道路です。農地法施行前より道路として使用してきたとの事であり、問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。その他の委員のご意見ございますか。無いようでしたら第5号議案「現況証明願について」は問題なしということで決定したいがよろしいでしょうか。よろしければ挙手を願います。

(全員「挙手」)

議 長 全員賛成ですので、議案第5号「現況証明願」については証明するという事で決定いたします。続きまして、第6号議案「農地法施行規則第 95 条の該当の有無に関する農業委員会の意見決定について」を議題といたします。関東農政局より意見照会があったとの事です。事務局より説明願います。

事務局 【第6号議案「農地法施行規則第 95 条の該当の有無に関する農業委員会の意見決定について」】今井地区 1 件について、国有財産競争入札参加申込書の提出があったので農業委員会の意見決定を求めるものです。取得する畑の周囲は野菜生産地帯であり、取得後も申請地において野菜などの栽培をします。地域の農地利用調整に協力します。地域の農道、水路、集荷施設等共同使用施設に係る利用取り決めに従います。農薬の使用方法について、地域の防除基準に従います。との事です。

事務局長 資料 1 をご覧下さい。7 月 12 日の農業委員会総会(第 13 号)において第 6 号議案(農地の買受適格証明願)を承認したところですが、関東農政局より買受適格証明願い出者より入札参加申込書の提出があった旨の連絡がありました。この件は、国有財産一般競争入札に係る案件で有り、入札の適正な執行を行うために農業委員会へ意見照会がありました。つきましては、別紙提出書内、農地法について審議をお願いするものです。農地法第 3 条第 2 項の許可基準に全て非該当であるか否か審議願います。

- ① 全部効率利用要件 耕作目的での権利取得できない場合
- ② 農業生産要件 農地所有適格法人以外の法人が権利を取得しようとする場合
- ③ 信託第2項第3号 信託の引受により権利が取得される場合
- ④ 農作業常時従事要件 農作業に常時従事すると認められない場合
- ⑤ 下限面積要件 権利取得後の経営面積の合計が50アール未満の場合
- ⑥ 転貸禁止 第2項第6項 所有権以外の権原で耕作する者が、その土地を転貸又は賃入れる場合
- ⑦ 地域との調和 権利取得後に行う耕作事業の内容、農地の位置や規模からみて農地の集団化、農作業効率化、その他周辺地域における農地の能率的かつ総合的利用の確保に支障がある場合。

議長 この件につきまして、農地法第3条第2項の該当有無については非該当であると決定したいがよろしいでしょうか。よろしければ挙手願います。

(全員「挙手」)

議長 全員賛成ですので、【第6号議案「農地法施行規則第95条の該当の有無に関する農業委員会の意見決定について」】は問題なしとして決定いたします。

続きまして、第7号議案「その他」の関係ですが、事務局より報告をお願いします。

事務局 【議案第7号「その他」】

報告1 農地転用許可後の事業完了報告について 2件

議長 第7号議案その他の報告をいただきました。

その他ですが、事務局よりお願いします。

事務局 お世話になります。まず、令和3年度農地パトロールの実施についてという紙がございますが、今年度も農地パトロールを実施します。日程につきましては記載の通りですが、都合の悪い地区がございましたら別途ご相談下さい。よろしく申し上げます。それから、資料2にもございます通り今年度より農地法上の遊休農地の措置に基づく「利用状況調査」と「荒廃農地調査」が統合されました。今までも、調査自体はございましたが、より厳しい形になりますので、以前ですと、一度利用状況調査を行った農地に関しては次の年からは通知しなかったのですが、今年度より全てのA分類の農地に対し、毎年地権者の方に通知しなければならない事になりました。今年から確実に全員から利用状況調査の回答を回収しなさいという事になってきています。回答が得られないあるいは、言ったとおりに実行しない等の土地の所有者に対し、農業公社との利用調整を行うよう勧告をしなければならぬ事になりました。そうすると、その土地に対しての固定資産税が上がるなど、地権者の方に負担を強いられる事になりかねませんので、委員の皆様におかれましては、利用状況調査を行ったが返事がない地権者等に対し意見をお訪ねいただくなど

ご協力をお願いします。

事務局 親睦会の会計報告を添付しましたので後ほどご確認下さい。
群馬県農業会議より 9 月6日に研修会の開催通知があり、このような状況下ではありますが、今日現在、主催者より中止の連絡が来ておりません。ですから、もしかすると今後中止の連絡が入るかも知れませんが、連絡がまだの方は本日までに出席のご連絡をお願いします。

議長 もしかしたら今後中止になるかも知れませんが一応、出席の連絡をお願いします。
次回は、9月10日午後1時30分から大前の活性化センターで行いますのでよろしくお願い致します。本日の協議事項は全て終了しました。他に無いようでしたら以上で定例会を閉会します。ご苦勞さまでした。

午後 2 時6分閉会

議長

(西窪 充夫) 西窪 充夫

議事録署名人

第11番委員

(中村 明彦) 中村 明彦

第12番委員

(黒岩 晋) 黒岩 晋